

加古川市発注工事における設計違算について

加古川市が発注した橋梁下部工事において、開札直後に設計違算があることが判明しました。
ご迷惑をおかけした関係者の方々、市民の皆様に対し、深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 発注工事の概要

工 事 名：神吉中津線橋梁下部工事(その5)
施 工 場 所：加古川市東神吉町出河原地内
入 札 方 式：制限付一般競争入札
開 札 日：令和6年6月6日
入札参加業者：市内土木業者6者

2 設計違算の概要

橋梁下部工を施工する際に必要となる仮設工のうち、「鋼矢板」の賃料を算出する過程で、供用日数分の賃料を計上しなければならないところを、1日当りの賃料のみを計上したことにより、過小な設計となっていました。

3 経緯等

6月6日 午前：開札、落札決定
午後：応札者から違算の申し出があり、直ちに設計書を精査した結果、
 違算が判明
6月6日～21日 落札業者への謝罪と事業説明(6月10日落札者へ取消通知)
6月24日～28日 応札者(5者)への謝罪と事情説明

4 違算判明による市の対応

本工事は、契約締結前に違算が判明したことから、「加古川市設計違算に関する事務取扱要綱」に基づき、当該入札に係る手続き及び落札者の決定を取り消しました。

5 再発防止への対応

この度の事態を踏まえ、複数人での設計書のチェックに取り組むとともに、積算担当者へ違算事例の情報共有を図ることで、再発防止に努めます。また、庁内においても、より良い入札制度の在り方について検討を進めてまいります。

